

## 第 3 回

# 議員の定数等に関する検討委員会会議録

平成16年7月28日

相模原・津久井地域合併協議会

相模原・津久井地域合併協議会  
第3回議員の定数等に関する検討委員会会議録

目 次

○会議次第	1
○出席者名簿	2
○開 会	3
○議 題	3
○そ の 他	11
○閉 会	13

相模原・津久井地域合併協議会  
第3回議員の定数等に関する検討委員会会議録

日時：平成16年7月28日（水）午後2時から

場所：けやき会館 5階 大樹の間

〈会議次第〉

1 開 会

2 議 題

（1）議会議員の定数及び任期の取扱いについて

（2）その他

3 そ の 他

第4回議員の定数等に関する検討委員会開催日程

日時 8月10日（火）午後2時から

場所 津久井合同庁舎 5階 大会議室

4 閉 会

〈出席者名簿〉

○出席委員（12名）

山岸一雄委員長、梶野勲副委員長、久保田義則委員、佐藤賢司委員、小林一郎委員、  
田中武夫委員、長友克洋委員、小野志郎委員、菊地原一朗委員、荒井三和委員、  
荒井正次委員、永井宏一委員

○事務局職員出席者

田所直久事務局長、内田賢治事務局次長、片野憲治事務局次長、瀬戸雅彦主幹、  
小林輝明副主幹、齋藤淳副主幹、網本淳副主幹、菊地原央主査

○議会事務局

〈相模原市〉白井武司議会事務局長、近藤義則参事兼議事調査課長、井上健二庶務課長、  
長谷川雅一担当課長、今村由里副主幹、中島秀臣副主幹、小山崇主査  
〈城山町〉八木正光議会事務局長  
〈津久井町〉柳川宝議会事務局長  
〈相模湖町〉井草浩議会事務局長

○傍聴者

一般傍聴（12名）、報道関係者（3名）

開会 午後 1時59分

◎開 会

○山岸委員長 定刻になりましたので、ただいまより第3回議員の定数等に関する検討委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員は12名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名人として、2名の方をご指名させていただきたいと思います。相模原市の小林一郎委員と相模湖町の荒井正次委員をお願いいたします。



◎議 題

□議題（1） 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

○山岸委員長 それでは、議題に入らせていただきます。

議題の1、「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

議会事務局長。

○白井相模原市議会事務局長 それでは、お手元の資料1からご説明をさせていただきます。

1ページにつきましては、既に前回の検討委員会の際にもご説明させていただきましたが、掻い摘んでご説明をさせていただきます。

まず、一番上の表のところでございますが、こちらについては現状をまとめさせていただいております。

人口につきましては、相模原60万5千人、城山2万3千人、津久井3万人、相模湖1万人ということで、合計67万人弱。1市3町で67万人弱になります。

それで、法定上限数につきましては、地方自治法で決まっている上限数でございますが、相模原56、以下、26、26、22で、それで、1市3町を合わせましても、法定上限数につきましては、現状の相模原と同様の56になります。

現行議員数、現在の議員数、いずれも92でございます。

それから、任期につきましては、記載のとおり、相模原が19年4月29日、城山、19年5月7日、津久井町は17年、来年の10月25日、相模湖町が19年12月31日とい

うこととでございます。

議員1人当たりの人口につきましては、記載のとおりでございます。

それから、次の2のところの表でございますが、こちらにつきましては、議会議員の定数及び在任に関する特例等についてでございます。

まず、特例に入る前に、自治法による一般原則のところでございますが、丸が3つございます。まず、1つ目のところにつきましては、編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職をするというのが大きな原則になります。2つ目の丸でございますが、法定上限数の範囲内で、議員定数を増加させ、合併後50日以内に増員選挙を実施することができる。これは、一定の要件が備わった場合には、議員の定数を増加させて、任期の途中でも増員選挙ができるということでございます。それから、3つ目の丸は、増員選挙をするに当たっての規定でございますが、条例で選挙区を設けることができるというのが1つございます。それで、選挙区を設ける場合については、原則として、人口に比例して条例で定めなければならない。それと、ただし、その場合であっても、合併時においては、関係区域を区域とする選挙区については、人口に比例しないで定めることもできるという、こういう例外がございます。これが、自治法と、それから公職選挙法の規定によるものでございます。

それと、その下が合併特例法による特例で、2つございます。定数特例と在任特例です。

まず、定数特例につきましては、既にご案内のとおりですが、編入する市町村と編入される市町村の人口比によりまして、編入する市町村の議員定数にそれらに乗じた数が定数の加算数ということになりまして、後ほど具体的な数字を申し上げますが、相模原市の議員数と人口に応じた割合で3町の定数を増やすことができる、そういう特例でございます。それで、2つ目の丸は、編入する市町村の議会の議員はそのまま在任をするということになります。それで、この定数特例につきましては、3つ目の丸ですが、合併後の最初の一般選挙においても採用することができるという、これが定数特例と言われるものでございます。

それから、次の在任特例ですが、こちらは、合併する市町村の協議により、編入される市町村の議員が、編入する市町村の議員の在任期間に限り、引き続き在任することができる。ですから、3町の議員が、ここでいうと、相模原市の議員の在任期間まで在任できる。それと、2つ目の丸ですが、この在任特例を採用した場合には、次の一般選挙の際に、先ほど申し上げました定数特例を、1回限りですが、採用することができるという、この2つの特例がございます。

おめくりいただいて、2ページでございますが、今申し上げました方式を1市3町の合併の場合に当てはめた場合、どのような事例が想定されるかというのを2ページで概括的にまとめてございます。

それで、アが地方自治法による一般原則、イが合併特例法による特例ということで、自治法による場合については、3つ例示させていただいております。1つは、合併時に増員選挙を実施しない場合ということで、これは、相模原の議員、46人のままでいくというのが一番最初のところです。それと、2つ目の想定例②ですが、合併時に増員選挙を実施する。それで、どういう形でやるかということ、編入される区域を1選挙区とするということで、3町を1つの選挙区として実施する場合。想定例③につきましては、同様に、増員選挙をする場合で、編入される区域を3選挙区——ですから、3町それぞれに選挙区を設けて増員選挙を実施する場合。

それと、イにつきましては、先ほど申し上げた事例そのままですが、想定例④につきましては、合併時にのみ定数特例を採用する場合。想定例⑤につきましては、定数特例を合併時と、それからその次の最初の一般選挙——ですから2回、定数特例を採用する場合。それで、想定例⑥につきましては、合併時に在任特例を採用する場合。⑦につきましては、合併時に在任特例を採用し、その後の最初の一般選挙において定数特例を採用する場合。

こういう7つのことについて、具体的な事例で3ページ以下をご説明させていただきます。

まず、3ページにつきましては、地方自治法による一般原則でございますが、まず最初は、先ほどの繰り返しになりますが、編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職するというので、相模原市の議員はそのまま残って、3町は失職するというのが原則になります。

そういう中で、2つ目のところですが、法定上限数の範囲内というのは、56人が上限数ですが、その範囲内で議員定数を増加させて、合併後50日以内に増員選挙を実施することができるということがございます。それで、ここでいう法定上限数というのは、相模原市の法定上限数56になりますが、それで、議員定数を増加させるというのが、これが相模原市議会議員定数条例を改正して議員定数を増加させるということになります。

それと、後段の部分の増員選挙ですが、こちらについては、合併時に3町に選挙区を設けて増員選挙を実施するというので、具体的な事例は挙げてございます。新市全域を単位として増員選挙をすることも可能ですが、余り現実的でないので、そういう事例については今回掲げてございません。

それから、3つ目は、増員選挙の場合に選挙区を設けるということと、それから、原則、人口に比例しなければいけないということで、ただ、合併時においてのみ人口に比例しなくても定めることができるという、そこらあたりのことを記載してございます。

それで、想定例①につきましては、3町の議員は失職をして、相模原市の議員が46人在任をするということの一般的な原則を掲げてございます。それで、こちらの場合ですと、合併後の最初の一般選挙については、当然、新市全域を単位にした選挙が行われる。46人の選挙が行われるということになります。

それから、想定例②につきましては、合併時に増員選挙を実施する場合で、編入される区域、3町を1選挙区とするときの事例でございます。それで、こちらの「合併」と書いてあるところにつきましては、過日、合併協議会の方で確認がされています合併の期日、平成18年3月31日までに合併することを目標とするということを前提にしながら事例を検討してございます。

それで、こちらについては、相模原市の議員を46人とした場合に、それに比例した議員数としますと、3町の場合ですと5人になります。したがって、こちらでは、増員選挙は、5人の増員選挙を3町全体を選挙区とするところで増員選挙がされるという、そういう事例でございます。それで、合併後の最初の一般選挙であります19年4月には、引き続き選挙区を設ける場合については、旧相模原の選挙区で46人、旧3町の選挙区で5人という2つの選挙区を設けてやるような、そういう形になります。

それから、次の4ページをご覧くださいと思いますが、想定例の③でございますが、これも合併時に増員選挙を実施する場合で、編入される区域を3選挙区とするときということで、3町別々の選挙区を設けてやる場合でございます。それで、こちらについても、原則としましては、相模原市の議員の定数を46とした場合に、それに比例する議員定数は5人になります。それで、人口に比例してやる場合には、その5人の内訳としては、城山2、津久井2、相模湖1という、そういう割合になります。それで、これについては、その図の下に米印がございましたが、選挙区別の定数は、原則としては人口に比例して条例で定めなければならないということになってはいますが、この合併時の増員選挙においてのみ、人口に比例しないで定めることができるということで、こちらについては10人の範囲内、相模原市が46ですから、56人までの10人の範囲内で定めることができます。

その下は、それらを具体的に積算したものでございますが、3町ごとに増員選挙を行う場合の定数についてということで、(1)は人口に比例する場合で、こちらについては、1市

3町それぞれの定数がそれぞれの人口に比例していなければいけない、そういうことでの事例でございます。計算例としては、人口は平成12年の国勢調査による人口でございますが、相模原市の定数を46人のままとした場合の計算例でございます。そこに係数で、相模原の場合、議員1人当たり1万3,164人ということで、それで各町の人口を割りますと、3段目ぐらいのところですが、城山が1.75、津久井が2.31、相模湖は0.83人ということで、これを四捨五入しますと2、2、1ということで、合計5人ということになります。これが、相模原が46で、60万人を前提にした場合の人口比になります。

それと、(2)は人口に比例しない場合でございます。ですから、最高10人まで人口に比例しないで増やすことができるわけですが、ここでは、例の1としましては、3町の中で人口割合でやった場合、どんな組み合わせができるかということでやったものが、その表でございます。それで、人口は先ほどと同じでございますが、人口の下の人口比、これは3町の人口比ですが、城山35.8、津久井47.2、相模湖17で、合計100%になるわけですが、これらに、3町で10人を増やすとした場合、まず、増員上限数掛ける人口比でやった場合、アのところは、端数を四捨五入すると、城山4、津久井5、相模湖2ということで、11人になります。それで、これは法定上限数の10を超えておりますので、四捨五入するやり方は難しい。イとして、端数を切り捨てる場合は、3、4、1で8人になる。ウとしては、端数を五捨六入する場合ですと、3、5、2で10人、これも成立する。それで、エとして、構成比の按分方式ということでやりますと、3、5、2ということで10人、これも成立します。オとしては、まず、各町に1人ずつ配分して、残る7人を人口比でやった場合には、4、4、2で10人。3町の人口の絡みの中で10人を割り振った場合には、このような組み合わせが想定できます。

例の2として、その他ですが、3選挙区に合計10人を割り振るわけですが、これ以外の人口を余り考慮しない方法でも法律的には可能ということになります。こんなことが考えられます。

一番上の図に戻っていただきまして、こんなことで、方法としては、相模原市の人口に比例した方法、それと、合併時だけについては人口に比例しない方法でもできるという、2つの選択肢がございます。ただ、19年4月の合併後の一般選挙におきましては、人口に比例した方法でないといけないということで、相模原市を46にした場合には、5人ということで、先ほどの2、2、1ということで、合計51人しかここでは難しくなる。ですから、選挙区を設けて19年4月に一般選挙をする場合には、相模原市46、城山2、津久井2、相

模湖1の4選挙区で51人の定数の選挙がされるという、そんなことになります。

以下、選挙区を設けてやる場合については同様なことになります。これが想定例③でございます。

それから、5ページは、合併特例法による特例でございます、こちらについては既に大方ご案内のとおりですので、簡単にご説明させていただきますと、2つの方法があって、まず定数特例と在任特例。それで、定数特例については、そちらの3ページの2つ目の黒ボチにありますように、編入する市の議員の条例定数、相模原の46に、掛けることの編入する市の人口、ですから相模原市の60万人。それで編入される町の人口を割って、これは3町別々に計算するわけですが、そして議員の定数加算数を出していくということになります。そうしますと、やはり下の表にありますように、城山、津久井、相模湖、それぞれについて2人、2人、1人ということで、合計5人の特例があります。ですから、相模原の46人にこの5人を足した51人、先ほども同じ数字で出てきておるわけですが、考え方としては根拠の違う出し方になります。

それから、想定例④につきましては、今申し上げました定数特例を合併時についてのみやる場合になります。

それから、想定例⑤につきましては、合併時プラス合併後の最初の一般選挙においても定数特例を実施するという、導入するというケースでございます。下の図にありますように、合併時、平成19年4月まで定数特例を1回入れて、それで19年4月の一般選挙のときにやはり定数特例を入れる。ですから、19年4月の一般選挙の中では、相模原市も一つの選挙区になりますので、4選挙区で選挙が実施される、そんなことになります。

それから、6ページをお開きいただきたいと思いますが、こちらについては合併時のみに在任特例を適用する場合ということで、こちらについては、相模原市の議員の任期であります平成19年4月まで、3町の議員の任期がそこまでまず延びる。それで、そこで一般選挙をやるときには、新市全域で、現行どおりいけば現行定数の46人の選挙が行われる。

それから、想定例⑦につきましては、今申し上げた在任特例にプラスして、19年4月に4選挙区で選挙を実施して、定数特例を入れていく。ですから、相模原46の2、2、1という、そういう4つの選挙区で19年4月に定数特例を導入するための選挙が実施される。

こういう、今申し上げた、全体でいえば7つの方式をご提示させていただきました。

以下、7ページからは、今申し上げたことに関連する法律で、地方自治法と、それから8ページは公職選挙法とその施行令、それから9ページは市町村合併の特例に関する法律で、

関連する部分だけを抜粋させていただきました。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○山岸委員長 ただいま、資料に基づきまして事務局長から説明があったわけですが、これに對しまして、ご質問、意見等がございましたら、お願いいたします。

特にありませんか。

久保田委員。

○久保田委員 それぞれ地域の上の事情もあることだろうと思うので、まず、編入される市町村の議会の委員さんの方からご発言をしていただければありがたいかと、そう思っておりますが。

○山岸委員長 いかがですか。今、久保田委員の方から、編入になる町の委員さんから先にご発言をとということですが。

それでは、城山の小野委員さんからお願いします。

○小野委員 では、発言申し上げます。第3回の本会でございます。私も委員の1人として、このことの重大さは十分認識しております。今日は、先ほど白井局長の方から説明をいただきました。これを持ち帰らせていただきたいと、こんな考えが私の考え方でございます。ちょっと委員長の方がこれからどういう取り計らいをされるのか、それは委員長にお任せするとして、今、久保田委員さんの発言を受けた形の中で、私の考え方としたらそういうことなので、これは非常に大事な問題なので、一度持ち帰らせていただいて、よく、要するに検討させていただきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○山岸委員長 それでは順に、津久井町さん、どうですか。

荒井委員さん。

○荒井（三）委員 今日、正式に事務局から説明を7案についていただきましたので、是非これは、今日、代表ということで、まだ他の議員の意向把握もしておりませんから、議員全員で特別委員会が設置されておりますから、その中で少し議論を深めた後で実質の意見を申し上げたいと、こう思います。

それから、1点、事務局に確認なんですけど、それぞれ市町の人口がここに書かれてありますけれども、選挙をいつ実施するかということにもよりますが、基本的に、人口の捉え方は国勢調査の人口なんではないでしょうか。それとも、直近の住基台帳、住民基本台帳人口ですね、これなのか、その点についてお尋ねします。

○山岸委員長 議会事務局長。

○白井相模原市議会事務局長 先ほどご説明申し上げました資料の7ページをごらんいただきますと、7ページ、一番下のところでございますが、これは地方自治法の254条になりますが、人口につきましては、「官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口」ということで言われておりまして、一般的には後段の部分が余り想定をされませんので、後段の部分、準ずる部分というのはございませんので、最近の国勢調査ということになりますと、17年の国調だと間に合わないですね。ですから、今掲げさせていただいております、恐らく12年の国勢調査が今回適用される人口値になるのではないか、そのように考えております。

○山岸委員長 よろしいですか。

では、荒井委員さん。

○荒井(三)委員 いや、結構です、後でまたやらせてもらいますから。先の計画でしょう。

○山岸委員長 ああ、そうですか。

それでは、相模湖町の方からいかがですか。

○永井委員 相模湖町の方では、一応議員の方と、何人かの方とはいろいろお話ししていますが、何しろ皆さん、自分のことですから、何しろよく話を聞いて、先輩議員からは、話を聞いてきて、皆よく説明をしてもらいたいというような話で、まだこの問題をひとつ論議する状態でないと、私はそう思います。今日は、もう皆さんの話をよく聞きながら、これを持ち帰りまして、うちの方でももうすぐ議員の全員協議会もありますので、それで皆さんといろいろお話しして、それからにしてもらいたいなど、そのように思っております。

以上です。

○山岸委員長 3町の皆さん方からのご意見は、今お聞きのとおり、各町でも特別委員会、あるいは全員協議会等に諮って検討してみたいというような意向のようでもございますし、今日出した資料でございまして、皆さんに十分検討をしていただくということも大事なことだというように思います。相模原の方も特別委員会等で検討することでもいいですね。

では、田中委員。

○田中委員 4ページの人口に比例しない場合は10人になるということがさっき説明されたんですが、これは平成19年4月までしか適用されないのか、それとも、それ以降も適用されるのか、ちょっと伺います。

○山岸委員長 議会事務局長。

○白井相模原市議会事務局長 人口に比例しない場合につきましては、合併時に1回限りの増員選挙ということになりますので、19年4月の段階では、定数に比例した状態での選挙区を設けることは可能になりますが、人口に比例しない形での選挙区の設置については、法的に現在のところ難しいという見解をいただいております。

○山岸委員長 田中委員。

○田中委員 それでもって、今それぞれ3町の方からご意見があったんですが、これを見ますと、今、3町の場合には、46人、合計いらっしゃる。これが5名、場合によっては10名になるかもしれませんが、その場合はもう19年4月までだということでもって、かなり、これは民意を反映するという点ではやはり議論が本当に必要なのかなと思いますので、やはり時間を置いてやっていく必要があると思います。

以上です。

○山岸委員長 それでは、皆さんのご意見が、時間を置いて十分検討してみようということのようでございますので、この資料に基づく検討につきましてはこの程度にとどめて、次回以降にまた検討いただくということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○山岸委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

## □議題（2） その他

○山岸委員長 それでは、議題の2、「その他」を議題といたします。

事務局からご説明をお願いします。

○白井相模原市議会事務局長 特にございません。

○山岸委員長 事務局からは特にございませんということですので、もし委員の方々から何かご意見がございましたら、関連してお受けをしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○山岸委員長 ないですかね。



## ◎その他

○山岸委員長 それでは、次第の3、その他について事務局からお願いいたします。

合併協議会事務局長。

○田所事務局長 3のその他でございますけれども、第4回、つまり次回の議員の定数等に関する検討委員会の開催の日程でございますけれども、8月10日火曜日でございます、午後2時から。場所につきましては、神奈川県津久井合同庁舎、津久井町役場の前でございます。こちらの5階の大会議室で予定をさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○山岸委員長 よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○山岸委員長 それでは、8月10日ということで、津久井合同庁舎。ご確認をお願いいたします。

それでは、そのほかにありませんか。

それでは、今日はこの程度にいたしますが、次回の開催日程について調整をしておきたいというように思いますが、8月24日ということでいかがでしょうか。10日の後、その次。よろしいですか。会場はどこになるんですかね。では、ちょっと説明してください。

○小野委員 城山は、それで結構です。

○山岸委員長 はい。

長友委員。

○長友委員 ほかの協議会との絡みで想定されたのかどうか、ちょっとわからないんですけども、もう少し、もし早く可能であるならば、していただいた方がありがたいと思います。何故ならば、26日から9月の定例会が始まるものですから、2日前でありますので、もしできますれば、もう少し早い方が私としてはありがたいです。

○山岸委員長 局長、どうですか。

議会事務局長。

○白井相模原市議会事務局長 実は、10日以降、直近でもおかしかったので、1週間以降、後から、18日ぐらいからずっと日程調整を1市3町でやってきたんですが、全部がいろいろな予定が、公的な予定が1市3町の中でいずれかが入っております、この24日だけが1市3町共通に公的日程が入っていない日ということなものですから、お諮りをさせていただいたということでございます。

○山岸委員長 それでは、いろいろご都合もあると思いますが、8月24日ということでひと

つご了解をいただきたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○山岸委員長 それでは、そのように決定させていただきます。



◎閉 会

○山岸委員長 特に、皆さん方からご意見がございませんでしたら、本日はこの程度でとどめさせていただきますして、閉会といたしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○山岸委員長 それでは、これをもちまして本日の定数等の検討委員会を閉会といたします。どうもご苦労さまでした。

閉会 午後 2時34分

相模原・津久井地域合併協議会会議運営規程第8条第3項の規定により署名する。

平成16年9月15日

会議録署名人 小林 一郎

会議録署名人 荒井 正次